

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日:2023年12月13日

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

【愛称】りそな ペア・ハイ インカム

追加型投信／海外／債券

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

- この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書です。
- 「アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド」の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を2023年12月12日に関東財務局長に提出しており、2023年12月13日にその届出の効力が生じております。

アムンディ・ジャパン株式会社

| | |
|---------------------|-----------------|
| 発行者名 | アムンディ・ジャパン株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役 藤川 克己 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区東新橋一丁目9番2号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません |

目 次

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 第一部 | 証券情報 | 1 |
| 第二部 | ファンド情報 | 3 |
| 第1 | ファンドの状況 | 3 |
| 第2 | 管理及び運営 | 31 |
| 第3 | ファンドの経理状況 | 37 |
| 第4 | 内国投資信託受益証券事務の概要 | 49 |
| 第三部 | 委託会社等の情報 | 50 |
| 第1 | 委託会社等の概況 | 50 |
| 約款 | | |

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

ただし、愛称として「りそな ペア・ハイ インカム」もしくは「デュアル・ハイ・インカム」という名称を用いることがあります（以下「ファンド」といいます）。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です（以下「受益権」といいます）。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については、委託会社（後記「（12）その他⑤ その他」をご参照ください）にお問合せください。

(5) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.00%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、販売会社または委託会社（後記「（12）その他⑤ その他」をご参照ください）にお問合せください。

(6) 【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは販売会社または委託会社（後記「（12）その他⑤ その他」をご参照ください）にお問合せください。

(7) 【申込期間】

2023年12月13日から2024年6月12日まで^{*1}

ただし、申込受付不可日^{*2}にあたる場合は、お申込みできません。

^{*1} 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

^{*2} ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（「販売会社」）については、委託会社（後記「（12）その他⑤ その他」をご参照ください）にお問合せください。

(9) 【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込の方法

(i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結します。このため販売会社は有価証券取引にかかる「投資信託取引の約款・規定集」その他の約款（以下「総合約款」といいます）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

(ii) 受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。受益権の取得申込は、申込受付不可日の場合を除き、申込期間における毎営業日受け付けます。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

⑤ その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン **050-4561-2500**

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドは、主として、米国のハイイールド債市場へ投資するファンドと、欧州のハイイールド債市場へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

②ファンドの特色

1. 原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

●ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲインやキャピタル・ゲインを分配原資とします。

●運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

●原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

2. 米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資します。

●米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資することにより、高い利息収益の獲得を目指しつつ、分散投資により信用リスク※の低減に努めます。

※ 発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

3. 市場と通貨がペアです。

●米国と欧州の2つのハイイールド債市場に投資します。

●米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資します。

*米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円独歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4. 2つの運用会社が運用を行う、2つのファンドに投資します。

●TCWインベストメント・マネジメント・カンパニーが運用する「TCWファンズ-TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド (XJシェアクラス)」とアムンディ・アセットマネジメントが運用する「Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド」の毎月分配クラスに投資します。組入比率や組入対象の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ファンドの基本的性格

[ファンドの商品分類]

ファンドは、追加型投信／海外／債券に属しています。

○商品分類表

○属性区分表

| 単位型／追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|-----------------------|-----------|-----------------------|---|---|--|------------------------------------|-----------|
| 単位型 追加型 | 国内 | 株式 債券 | 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | ファミリー ファンド | あり () |
| | 海外 | 不動産投信 その他資産 () | 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 年4回 年6回 (隔月) | 日本 北米 欧州 | | |
| | 内外 | 資産複合 | 不動産投信 その他資産* (投資信託証券 (債券一般)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | 年12回 (毎月) 日々 その他 () | アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング | ファン ド・オブ ・ファン ズ | なし |

(注) ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○商品分類の定義

・単位型／追加型

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」……………目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産(収益の源泉)

「債券」……………目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券一般））」…目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年12回（毎月）」…目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「北米」……………目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「欧州」……………目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

*上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2004年3月19日 : 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2007年1月 4日 : 投資信託の振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式[※]で運用します。

※ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

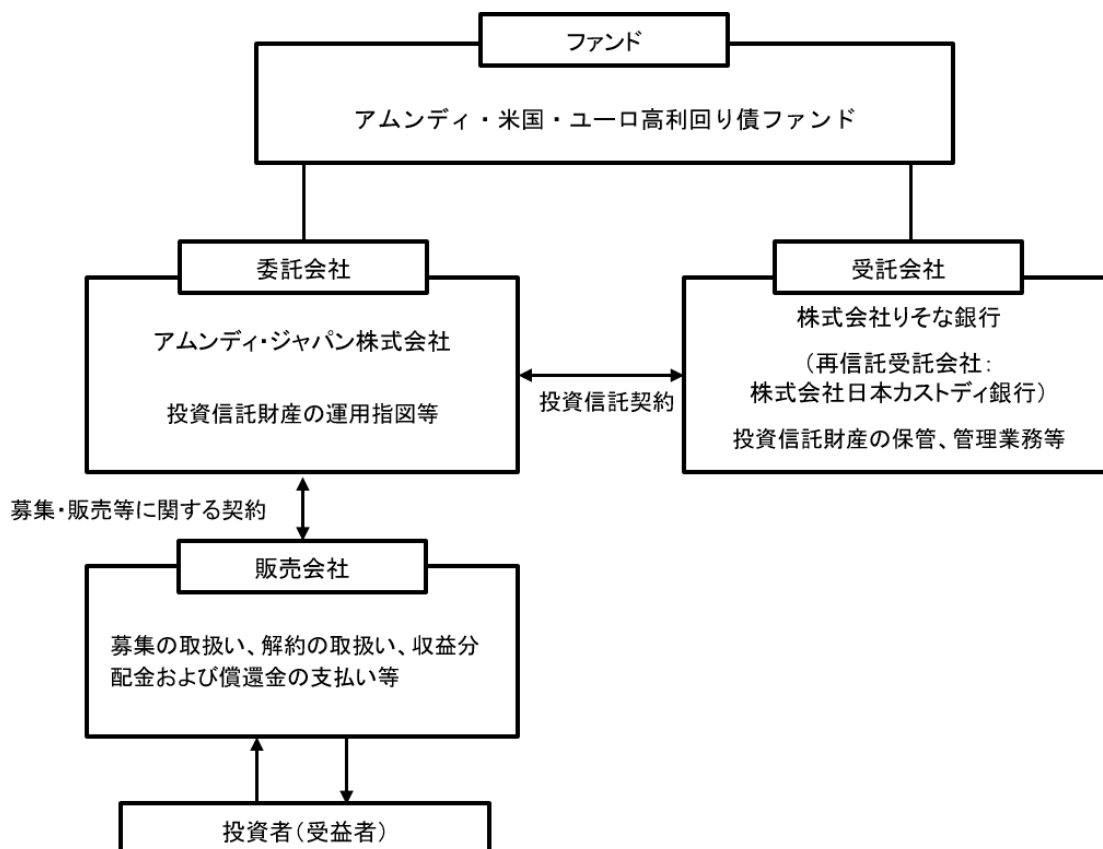
<イメージ図>



※1 アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドは、TCWファンズ・TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンドのベンチマークと Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンドのベンチマークを1対1の割合で算出した合成インデックスを参考指数とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



※ 投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※ 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

② 委託会社の概況

| | | | | |
|----------------|--|-----------------------------|------------|------|
| 名 称 等 | アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号) | | | |
| 資本金の額 | 12億円 | | | |
| 会社の沿革 | 1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更 | | | |
| 大 株 主 の 状 況 | 名 称 | 住 所 | 所有株式数 | 比率 |
| | アムンディ・アセットマネジメント | フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93 | 2,400,000株 | 100% |

(本書作成日現在)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

- ①原則として、米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券及び欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券に投資します。
- ②投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を通して、分散投資を行うことを基本とします。ファンドの投資対象である投資信託証券においては、銘柄分散および企業調査や分析によって個別銘柄の信用リスクを低減するように努めています。投資比率の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。

「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 「TCWファンズ- TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド」（ルクセンブルク籍）のXJシェアクラス
2. 「Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド」（ルクセンブルク籍）の毎月分配クラス

- ④指定投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた指定投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

投資対象ファンドの選定基準

委託会社は、アムンディ内外で運用される欧州ハイイールド債を投資対象とするファンドおよび米国ハイイールド債を投資対象とするファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

(2) 【投資対象】

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、指定投資信託証券の他、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

4) 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<主要投資対象とするファンドの概要>

ファンドの主要投資対象となるファンド（指定投資信託証券）の概要は、下記の通りです。

<主要投資対象とするファンドの概要>

| TCWファンズ-TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド | |
|------------------------------------|---|
| 投資対象 | 主に米ドル建のハイイールド債 |
| ベンチマーク | ブルームバーグ・USコーポレート・ハイ・イールド・インデックス2%イシューアーク・キャップ ^{※2} |
| 運用会社 | TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー ・ 1971年にロサンゼルスで設立され、40年以上の歴史を有します。 ・ 機関投資家、企業年金、個人投資家向けに資産を運用しております。 |
| Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド | |
| 投資対象 | 主に欧州の高利回り社債 |
| ベンチマーク | ICE BofAヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストレイント・インデックス(BB-B) ^{※3} |
| 運用会社 | アムンディ・アセットマネジメント アムンディは、フランスの農業系金融機関の中央機関として1894年に設立されたユニバーサルバンク、クレディ・アグリコル・グループの資産運用部門です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。 |

※2 「Bloomberg[®]」およびブルームバーグ・USコーポレート・ハイ・イールド・インデックス2%イシューアーク・キャップは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アムンディ・アセットマネジメントによる特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはアムンディ・アセットマネジメントとは提携しておらず、また、アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

※3 当該インデックスのうち、為替は対ユーロで100%ヘッジしたものを使用しています。ICE BofA European Currency High Yield Constrained IndexSM/[®]は、ICE Data Indices, LLC又はその関係会社(「ICE Data」)のサービスマーク/商標であり、ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《TCWファンズ-TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド》

(1) ファンドの特色

米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたトータルリターンを最大化を目指して運用を行います。

(2) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|---------|--------------------------|
| 投資顧問会社 | TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー |
| 副投資顧問会社 | アムンディ・ジャパン株式会社 |

(3) 投資方針等

1) 投資対象

- ① 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とします。
- ② 外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等のデリバティブを活用します。

2) 投資態度

- ①原則として、純資産総額に借入金額を合算した額の80%以上を米国のハイイールド債に投資します。
- ②通常、ポートフォリオのデュレーションは2～8年程度、償還年限は2～15年程度となります。
- ③米国及び世界のハイイールド債の中から割安な銘柄に注目します。
- ④原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 原則として、バンクローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② デフォルトした債券に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

《Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド》

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として欧州の高利回り債券等に投資することにより、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン及び為替差益によるトータル・リターンを最大化を目指して運用を行います。
* ファンドは、ルクセンブルク籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。

(2) ファンドの関係法人

| 関係 | 名称 |
|--------|------------------|
| 投資顧問会社 | アムンディ・アセットマネジメント |

(3) 投資方針等

1) 投資対象

欧州の高利回り債券等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として、欧州市場で発行される欧州の高利回り債券、欧州の発行体により発行される欧州の高利回り債券またはその他の高利回り債券（自由に交換可能な通貨建て）等に投資します。
- ② S&Pやムーディーズなどの国際的格付機関よりハイイールド債（高利回り債券）（ダブルB格（BB格）以下）と格付されている債券等に投資します。
- ③ 必要に応じて為替ヘッジ行います。
- ④ 金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。
- ⑤ 発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略※のために、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。
* クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

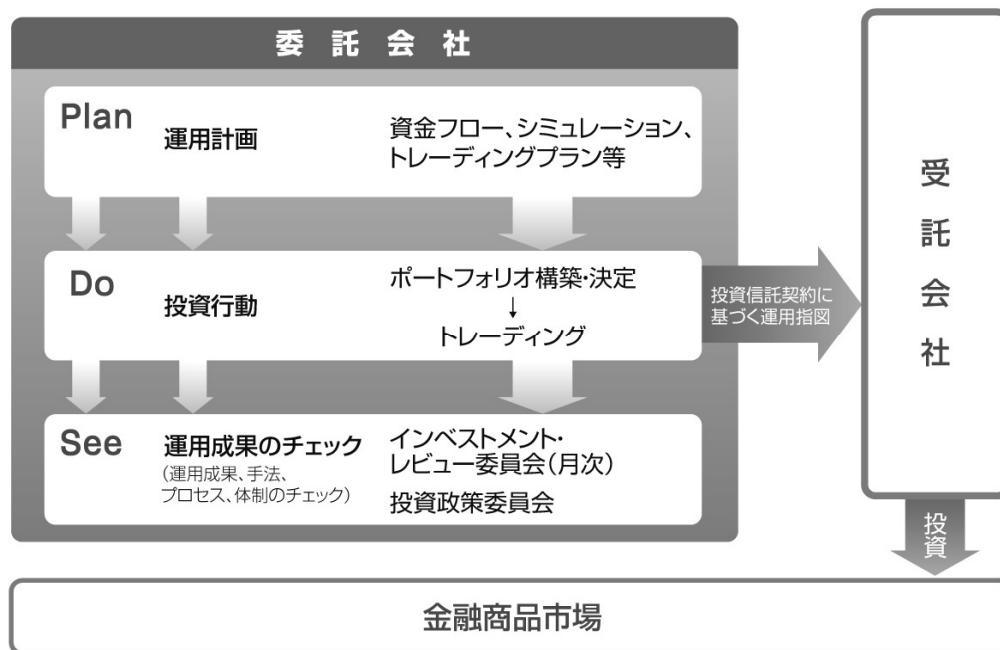
3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の一つまたは複数加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっております。

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



*委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みませぬ）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (i) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- (iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (iv) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

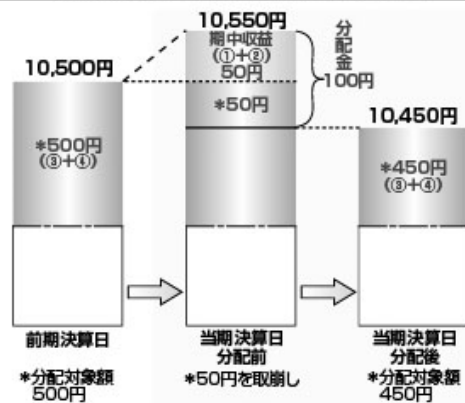
投資信託で分配金が支払われるイメージ



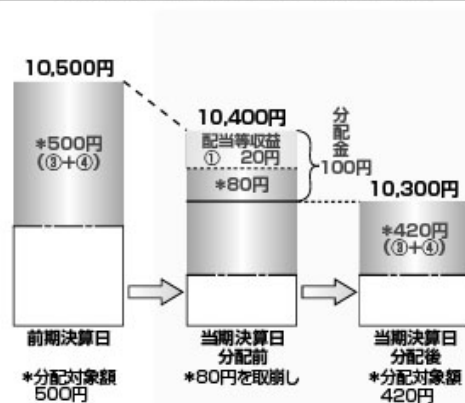
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

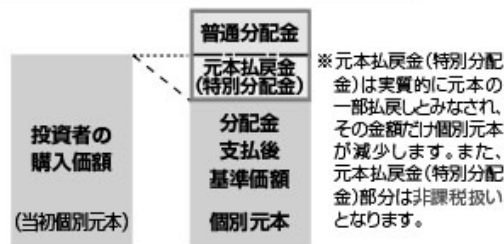


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

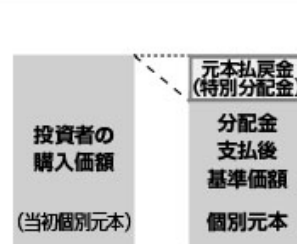
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

*資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(5) 【投資制限】

ファンドの信託約款で定める投資制限

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 7) 資金の借入れの制限
 - (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (iv) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 8) 受託会社による資金の立替え
 - (i) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - (ii) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - (iii) 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。
- 9) 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米国債券市場および欧州債券市場のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

②金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

③為替変動リスク

- ・ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場および欧州債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、米ドルおよびユーロに対して円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

④信用リスク

- ・発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドが組入れる投資信託証券は、主にダブルB格（BB+／Ba1）以下のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としているため、トリプルB格（BBB-／Baa3）以上の投資適格債を主な投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。
- ・ファンドが実質的に投資する債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 分配金の支払いに関する留意点

- ・ 分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ ファンドは、毎決算時に、原則として収益配分方針により分配を行います。分配金額はあらかじめ確定されているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

③ ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）は、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で価格は大きく変動すると考えられます。また、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。個々の企業の業績、財務内容の変化や景気動向、格付の引上げ、引下げなどの影響を強く受け、債券の価格は上下に大きく変動します。

ファンドが投資信託証券を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 規制の変更に関する留意点

- ・ ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・ 将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑤ 流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

⑥ その他の留意点

- ・ 前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受け付けを一時的に中止することがあります。
- ・ 投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受け付けを停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・ 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・ 運用パフォーマンスの評価・分析
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・ 運用リスクの管理
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

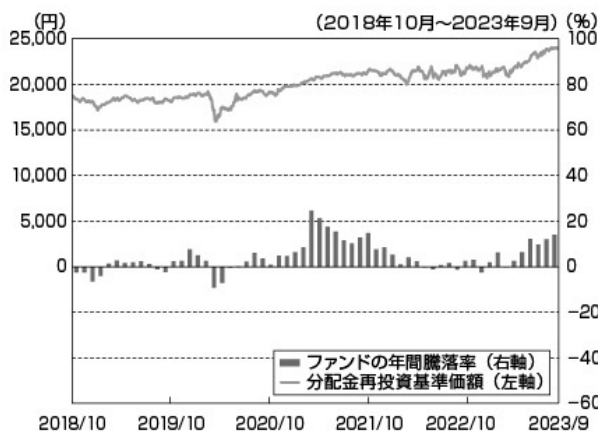
なお、流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

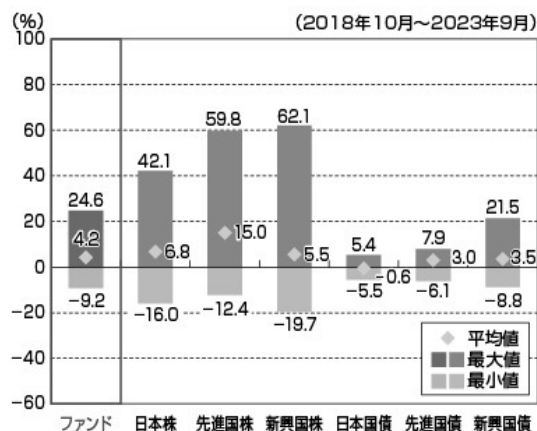
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- *①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
- *②のグラフは2018年10月から2023年9月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- *年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。
- *②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

- 日本株** 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
 - 先進国株** MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。
 - 新興国株** MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。
 - 日本国債** NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRFC」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属します。
 - 先進国債** FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
 - 新興国債** JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4 【手数料等及び税金】

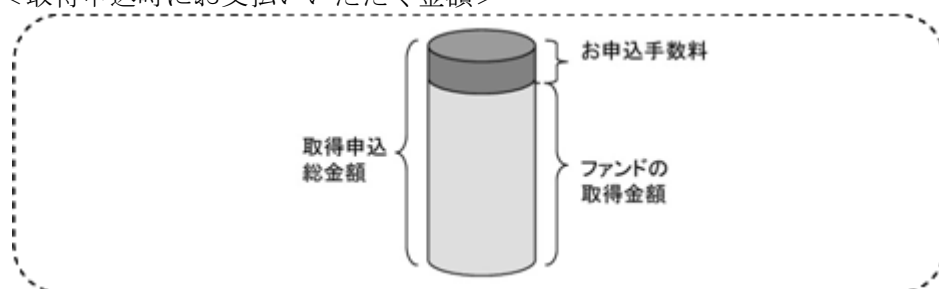
(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

| 料率上限 (本書作成日現在) | 役務の内容 |
|-------------------|--|
| 3.3% (税抜3.0%) | 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。 |

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。申込手数料については、販売会社によって異なりますので、販売会社または委託会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.1%（税抜1.0%）以内^{※1}を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

※1 2023年9月末日現在：年率0.95%（税抜）

〔信託報酬の配分〕

| 支払先 | 料率（年率） | 役務の内容 |
|------|---------------------------|---|
| 委託会社 | 0.20%（税抜）以内 ^{※2} | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 0.75%（税抜）以内 ^{※3} | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 0.05%（税抜） | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

※2 2023年9月末日現在：年率0.20%（税抜）

※3 2023年9月末日現在：年率0.70%（税抜）

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

| ファンドが投資対象とする 投資信託証券の名称 | 信託報酬 |
|---|--|
| TCWファンズ-TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド (XJシェアクラス) | 年率0.70% 〔内訳〕 運用報酬：年率0.55%、 管理報酬：年率0.15% |
| Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド (毎月分配クラス) | 年率0.65% 〔内訳〕 運用会社：年率0.50%、そ の他管理事務：年率0.15% |

したがって、当該当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.8%（税込）※となります。

※ ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率1.1%（税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.70%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

（４）【その他の手数料等】

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 2) 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券において、ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

*その他の手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

*ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2023年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

- 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として、申告分離課税^{*}または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。
- 換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税^{*}が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

| | |
|----|-------------------------------------|
| 税率 | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） |
|----|-------------------------------------|

※申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

^{*}少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

| | |
|----|-------------------------------|
| 税率 | 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） |
|----|-------------------------------|

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握

方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

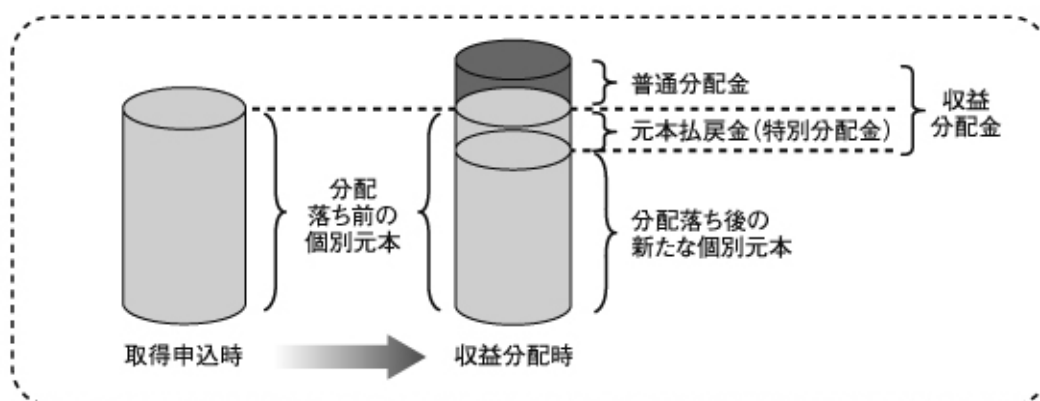
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2023年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

2023年9月末日現在

信託財産の構成

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|---------|---------------|----------|
| 投資証券 | ルクセンブルク | 3,625,645,225 | 97.64 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | — | 87,512,522 | 2.35 |
| 合計(純資産総額) | | 3,713,157,747 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年9月末日現在

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------|------|---|------------|-------------------|---------------|------------------|---------------|-----------------|
| 1 | ルクセンブルク | 投資証券 | TCWファンズ-TCW ハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド (XJ シェアクラス) | 20,532,978 | 88.65 | 1,820,248,499 | 89.47 | 1,837,085,541 | 49.47 |
| 2 | ルクセンブルク | 投資証券 | Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド 毎月分配クラス | 878,200 | 2,046.10 | 1,796,885,020 | 2,036.62 | 1,788,559,684 | 48.16 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率 (%) |
|------|-------|----------|
| 投資証券 | 外国 | 97.64 |
| 合計 | | 97.64 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2023年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 期間 | 純資産総額 (円) | | 1口当たり純資産額 (円) | |
|------------------------|----------------|----------------|---------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第20特定期間末 (2014年 3月12日) | 16,037,461,963 | 16,135,085,757 | 0.5750 | 0.5785 |
| 第21特定期間末 (2014年 9月12日) | 13,922,558,846 | 14,008,936,847 | 0.5641 | 0.5676 |
| 第22特定期間末 (2015年 3月12日) | 11,781,484,526 | 11,854,700,452 | 0.5632 | 0.5667 |
| 第23特定期間末 (2015年 9月14日) | 10,392,053,523 | 10,458,520,613 | 0.5472 | 0.5507 |
| 第24特定期間末 (2016年 3月14日) | 8,373,723,706 | 8,434,298,461 | 0.4838 | 0.4873 |
| 第25特定期間末 (2016年 9月12日) | 7,304,901,078 | 7,337,812,130 | 0.4439 | 0.4459 |
| 第26特定期間末 (2017年 3月13日) | 7,034,281,705 | 7,063,589,017 | 0.4800 | 0.4820 |
| 第27特定期間末 (2017年 9月12日) | 6,522,373,849 | 6,549,248,266 | 0.4854 | 0.4874 |
| 第28特定期間末 (2018年 3月12日) | 5,837,087,111 | 5,861,882,654 | 0.4708 | 0.4728 |
| 第29特定期間末 (2018年 9月12日) | 5,492,360,726 | 5,515,967,604 | 0.4653 | 0.4673 |
| 第30特定期間末 (2019年 3月12日) | 5,098,900,132 | 5,121,430,323 | 0.4526 | 0.4546 |
| 第31特定期間末 (2019年 9月12日) | 4,757,972,629 | 4,779,527,951 | 0.4415 | 0.4435 |
| 第32特定期間末 (2020年 3月12日) | 4,237,505,643 | 4,258,217,554 | 0.4092 | 0.4112 |
| 第33特定期間末 (2020年 9月14日) | 4,420,508,929 | 4,440,640,614 | 0.4392 | 0.4412 |
| 第34特定期間末 (2021年 3月12日) | 4,377,822,123 | 4,396,974,551 | 0.4572 | 0.4592 |
| 第35特定期間末 (2021年 9月13日) | 4,177,931,291 | 4,196,178,185 | 0.4579 | 0.4599 |
| 第36特定期間末 (2022年 3月14日) | 3,732,980,890 | 3,750,454,836 | 0.4273 | 0.4293 |
| 第37特定期間末 (2022年 9月12日) | 3,815,428,865 | 3,832,351,067 | 0.4509 | 0.4529 |
| 第38特定期間末 (2023年 3月13日) | 3,543,796,498 | 3,560,334,099 | 0.4286 | 0.4306 |
| 第39特定期間末 (2023年 9月12日) | 3,706,465,224 | 3,722,447,771 | 0.4638 | 0.4658 |
| 2022年 9月末日 | 3,633,301,644 | — | 0.4312 | — |
| 10月末日 | 3,785,482,720 | — | 0.4506 | — |
| 11月末日 | 3,672,420,504 | — | 0.4394 | — |
| 12月末日 | 3,536,089,221 | — | 0.4251 | — |
| 2023年 1月末日 | 3,556,809,825 | — | 0.4296 | — |
| 2月末日 | 3,615,738,978 | — | 0.4371 | — |
| 3月末日 | 3,551,863,900 | — | 0.4293 | — |
| 4月末日 | 3,587,743,397 | — | 0.4351 | — |
| 5月末日 | 3,640,863,883 | — | 0.4436 | — |
| 6月末日 | 3,764,198,940 | — | 0.4618 | — |
| 7月末日 | 3,694,643,132 | — | 0.4555 | — |
| 8月末日 | 3,747,885,063 | — | 0.4679 | — |
| 9月末日 | 3,713,157,747 | — | 0.4651 | — |

(注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

| | 期間 | 1口当たり分配金 (円) |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第20特定期間 | 2013年 9月13日～2014年 3月12日 | 0.0210 |
| 第21特定期間 | 2014年 3月13日～2014年 9月12日 | 0.0210 |
| 第22特定期間 | 2014年 9月13日～2015年 3月12日 | 0.0210 |
| 第23特定期間 | 2015年 3月13日～2015年 9月14日 | 0.0210 |
| 第24特定期間 | 2015年 9月15日～2016年 3月14日 | 0.0210 |
| 第25特定期間 | 2016年 3月15日～2016年 9月12日 | 0.0195 |
| 第26特定期間 | 2016年 9月13日～2017年 3月13日 | 0.0120 |
| 第27特定期間 | 2017年 3月14日～2017年 9月12日 | 0.0120 |
| 第28特定期間 | 2017年 9月13日～2018年 3月12日 | 0.0120 |
| 第29特定期間 | 2018年 3月13日～2018年 9月12日 | 0.0120 |
| 第30特定期間 | 2018年 9月13日～2019年 3月12日 | 0.0120 |
| 第31特定期間 | 2019年 3月13日～2019年 9月12日 | 0.0120 |
| 第32特定期間 | 2019年 9月13日～2020年 3月12日 | 0.0120 |
| 第33特定期間 | 2020年 3月13日～2020年 9月14日 | 0.0120 |
| 第34特定期間 | 2020年 9月15日～2021年 3月12日 | 0.0120 |
| 第35特定期間 | 2021年 3月13日～2021年 9月13日 | 0.0120 |
| 第36特定期間 | 2021年 9月14日～2022年 3月14日 | 0.0120 |
| 第37特定期間 | 2022年 3月15日～2022年 9月12日 | 0.0120 |
| 第38特定期間 | 2022年 9月13日～2023年 3月13日 | 0.0120 |
| 第39特定期間 | 2023年 3月14日～2023年 9月12日 | 0.0120 |

(注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

| | 期間 | 収益率 (%) |
|---------|-------------------------|---------|
| 第20特定期間 | 2013年 9月13日～2014年 3月12日 | 11.7 |
| 第21特定期間 | 2014年 3月13日～2014年 9月12日 | 1.8 |
| 第22特定期間 | 2014年 9月13日～2015年 3月12日 | 3.6 |
| 第23特定期間 | 2015年 3月13日～2015年 9月14日 | 0.9 |
| 第24特定期間 | 2015年 9月15日～2016年 3月14日 | △7.7 |
| 第25特定期間 | 2016年 3月15日～2016年 9月12日 | △4.2 |
| 第26特定期間 | 2016年 9月13日～2017年 3月13日 | 10.8 |
| 第27特定期間 | 2017年 3月14日～2017年 9月12日 | 3.6 |
| 第28特定期間 | 2017年 9月13日～2018年 3月12日 | △0.5 |
| 第29特定期間 | 2018年 3月13日～2018年 9月12日 | 1.4 |
| 第30特定期間 | 2018年 9月13日～2019年 3月12日 | △0.2 |
| 第31特定期間 | 2019年 3月13日～2019年 9月12日 | 0.2 |
| 第32特定期間 | 2019年 9月13日～2020年 3月12日 | △4.6 |
| 第33特定期間 | 2020年 3月13日～2020年 9月14日 | 10.3 |
| 第34特定期間 | 2020年 9月15日～2021年 3月12日 | 6.8 |
| 第35特定期間 | 2021年 3月13日～2021年 9月13日 | 2.8 |
| 第36特定期間 | 2021年 9月14日～2022年 3月14日 | △4.1 |
| 第37特定期間 | 2022年 3月15日～2022年 9月12日 | 8.3 |
| 第38特定期間 | 2022年 9月13日～2023年 3月13日 | △2.3 |
| 第39特定期間 | 2023年 3月14日～2023年 9月12日 | 11.0 |

(注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 期間 | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|-------------------------|-------------|---------------|----------------|
| 第20特定期間 | 2013年 9月13日～2014年 3月12日 | 237,628,431 | 6,019,850,431 | 27,892,512,675 |
| 第21特定期間 | 2014年 3月13日～2014年 9月12日 | 164,934,307 | 3,378,018,074 | 24,679,428,908 |
| 第22特定期間 | 2014年 9月13日～2015年 3月12日 | 118,153,626 | 3,878,746,435 | 20,918,836,099 |
| 第23特定期間 | 2015年 3月13日～2015年 9月14日 | 117,138,922 | 2,045,377,602 | 18,990,597,419 |
| 第24特定期間 | 2015年 9月15日～2016年 3月14日 | 124,555,081 | 1,808,079,468 | 17,307,073,032 |
| 第25特定期間 | 2016年 3月15日～2016年 9月12日 | 133,512,682 | 985,059,526 | 16,455,526,188 |
| 第26特定期間 | 2016年 9月13日～2017年 3月13日 | 71,994,886 | 1,873,865,032 | 14,653,656,042 |
| 第27特定期間 | 2017年 3月14日～2017年 9月12日 | 54,290,753 | 1,270,737,927 | 13,437,208,868 |
| 第28特定期間 | 2017年 9月13日～2018年 3月12日 | 52,014,402 | 1,091,451,672 | 12,397,771,598 |
| 第29特定期間 | 2018年 3月13日～2018年 9月12日 | 57,671,131 | 652,003,663 | 11,803,439,066 |
| 第30特定期間 | 2018年 9月13日～2019年 3月12日 | 56,046,557 | 594,389,863 | 11,265,095,760 |
| 第31特定期間 | 2019年 3月13日～2019年 9月12日 | 70,059,711 | 557,494,014 | 10,777,661,457 |
| 第32特定期間 | 2019年 9月13日～2020年 3月12日 | 51,853,174 | 473,558,873 | 10,355,955,758 |
| 第33特定期間 | 2020年 3月13日～2020年 9月14日 | 63,474,151 | 353,586,938 | 10,065,842,971 |
| 第34特定期間 | 2020年 9月15日～2021年 3月12日 | 60,541,306 | 550,169,988 | 9,576,214,289 |
| 第35特定期間 | 2021年 3月13日～2021年 9月13日 | 49,124,166 | 501,891,441 | 9,123,447,014 |
| 第36特定期間 | 2021年 9月14日～2022年 3月14日 | 50,978,021 | 437,451,704 | 8,736,973,331 |
| 第37特定期間 | 2022年 3月15日～2022年 9月12日 | 58,221,580 | 334,093,608 | 8,461,101,303 |
| 第38特定期間 | 2022年 9月13日～2023年 3月13日 | 53,406,110 | 245,706,450 | 8,268,800,963 |
| 第39特定期間 | 2023年 3月14日～2023年 9月12日 | 50,490,713 | 328,017,931 | 7,991,273,745 |

(注) 全て本邦内におけるものです。

運用実績

2023年9月末日現在

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 基準価額 | 4,651円 | 純資産総額 | 37.1億円 |
|------|--------|-------|--------|

◎分配の推移

| 決算日 | 分配金 |
|------------------|---------|
| 229期(2023年5月12日) | 20円 |
| 230期(2023年6月12日) | 20円 |
| 231期(2023年7月12日) | 20円 |
| 232期(2023年8月14日) | 20円 |
| 233期(2023年9月12日) | 20円 |
| 直近1年間累計 | 240円 |
| 設定来累計 | 10,141円 |

*分配金は1万円当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

| 内 訳 | 比 率 (%) |
|------------------------------------|---------|
| TCWファンズ・TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド | 49.48 |
| Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド | 48.17 |
| 現金等 | 2.36 |
| 合計 | 100.00 |

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%と異なる場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

| | |
|--------------|------|
| 平均格付 | B+ |
| 平均最終利回り(%) | 7.71 |
| 平均直接利回り(%) | 5.24 |
| 修正デュレーション(年) | 3.19 |
| 組入全銘柄数 | 412 |

*平均格付とは、ファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入ファンドの上位5銘柄

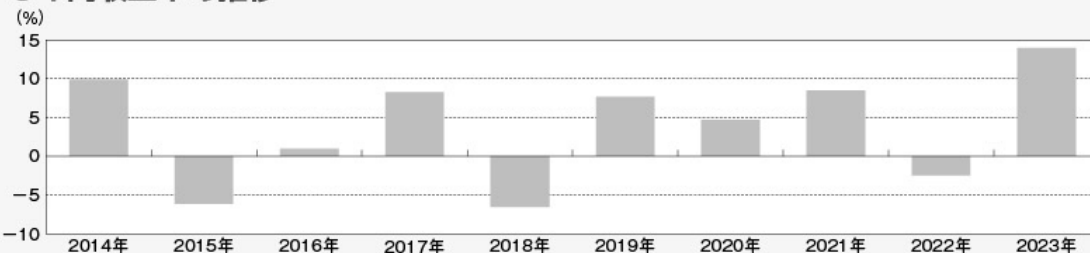
| TCWファンズ・TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド | | | Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド | | | | |
|------------------------------------|--------------------------|---------|------------------------------|----|--|---------|---------------------|
| 順位 | 銘柄 | クーポン(%) | 比率(%) ^{*1} | 順位 | 銘柄 | クーポン(%) | 比率(%) ^{*2} |
| 1 | FORD MOTOR CREDIT CO LLC | 3.370 | 3.00 | 1 | AMUNDI EURO LIQUIDITY SRI - Z (C) ^{*3} | - | 3.19 |
| 2 | TENET HEALTHCARE CORP | 4.875 | 2.98 | 2 | VMED 4.875% 07/28 REGS | 4.875 | 1.68 |
| 3 | SPRINT LLC | 7.125 | 2.78 | 3 | AMUNDI EURO LIQ SHORT TERM SRI - Z ^{*3} | - | 1.58 |
| 4 | YUM! BRANDS INC | 3.875 | 2.55 | 4 | EDF VAR PERP EMTN | 6.000 | 1.52 |
| 5 | CCO HLDGS LLC/CAP CORP | 5.500 | 2.08 | 5 | BAMIIM VAR 01/31 EMTN | 3.250 | 1.49 |

*1 比率は、TCWファンズ・TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンドの純資産総額に対する割合です。

*2 比率は、Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンドの純資産総額に対する割合です。

*3 投資信託証券です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

*ファンドにはベンチマークはありません。

*2023年は年初から9月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込（販売）の手続等

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は下記の通りです。



(2) 申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の扱いとなります。ただし、申込受付不可日^{*}にあたる場合にはお申込みできません。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

^{*} ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（1）」をご参照ください）に間合わせるにより知ることができます。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込受付を中止することおよび取得の申込受付を取消することができます。

(3) 申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

^{*} 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 途中換金※の受付

※途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までには受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、申込受付不可日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

(3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

(4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（1）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。

(5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

(7) 受益権の買取

買取のお取扱いについては、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

(8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

(9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

*換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

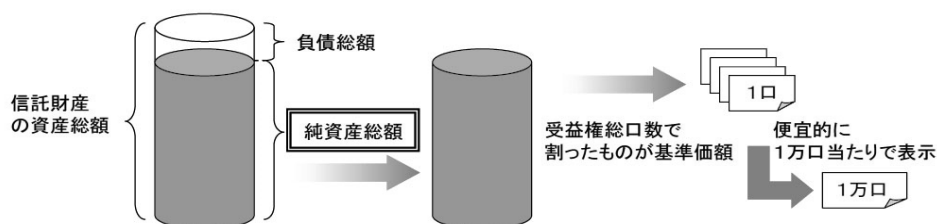
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|----------|--------------------------------------|
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。 |
| 予約為替 | 原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。 |
| 投資信託受益証券 | 原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。 |
| 投資証券 | 原則として、投資証券の基準価額で評価します。 |



2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。

なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン **050-4561-2500**
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は2004年3月19日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4) 【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2004年5月12日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記にしたがい繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

イ) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

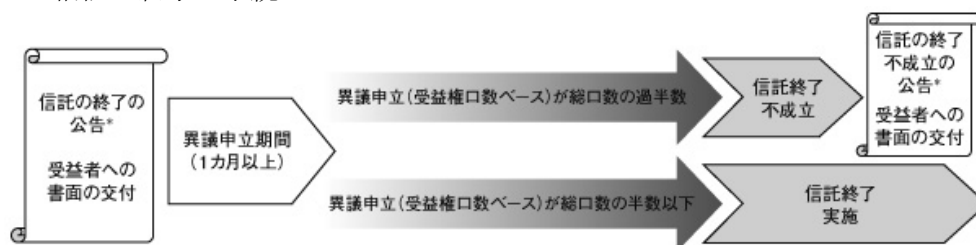
ロ) 前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

ハ) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ニ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ホ) 前記ロ) からニ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロ) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託の終了の手続>



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

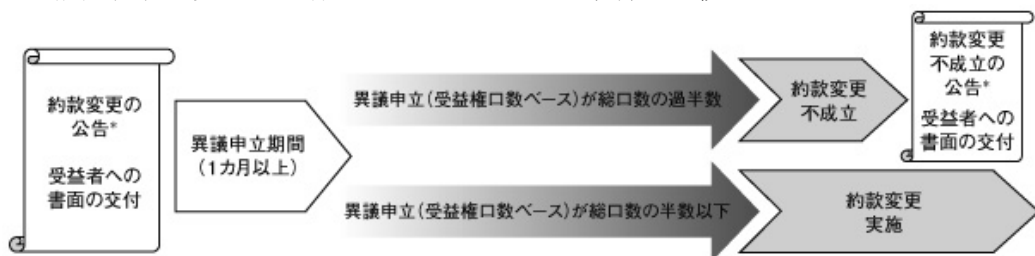
2) 信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あら

はじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (b) 前記(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定にしたがいます。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、3月と9月の計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン **050-4561-2500**
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することが出来ます。

7) ファンドが使用する愛称について

ファンドは愛称として、「リそな ペア・ハイ インカム」もしくは「デュアル・ハイ・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあ

ります。

8) その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としす）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

④ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39特定期間(2023年3月14日から2023年9月12日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年11月27日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの2023年3月14日から2023年9月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの2023年9月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第38特定期間末 (2023年 3月13日) | 第39特定期間末 (2023年 9月12日) |
|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 108,901,996 | — |
| コール・ローン | — | 113,860,439 |
| 投資証券 | 3,455,904,057 | 3,613,835,438 |
| 流動資産合計 | 3,564,806,053 | 3,727,695,877 |
| 資産合計 | 3,564,806,053 | 3,727,695,877 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 16,537,601 | 15,982,547 |
| 未払解約金 | 1,398,375 | 1,957,063 |
| 未払受託者報酬 | 151,759 | 163,138 |
| 未払委託者報酬 | 2,731,665 | 2,936,472 |
| 未払利息 | — | 340 |
| その他未払費用 | 190,155 | 191,093 |
| 流動負債合計 | 21,009,555 | 21,230,653 |
| 負債合計 | 21,009,555 | 21,230,653 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,268,800,963 | 7,991,273,745 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | △4,725,004,465 | △4,284,808,521 |
| (分配準備積立金) | 2,553,032,682 | 2,592,927,373 |
| 元本等合計 | 3,543,796,498 | 3,706,465,224 |
| 純資産合計 | 3,543,796,498 | 3,706,465,224 |
| 負債純資産合計 | 3,564,806,053 | 3,727,695,877 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第38特定期間 | | 第39特定期間 | |
|---|---------|----------------|---------|----------------|
| | 自 | 2022年 9月13日 | 自 | 2023年 3月14日 |
| | 至 | 2023年 3月13日 | 至 | 2023年 9月12日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 287,727,786 | | 255,713,343 |
| 有価証券売買等損益 | | △349,473,086 | | △15,374,656 |
| 為替差損益 | | △6,776,625 | | 165,834,538 |
| 営業収益合計 | | △68,521,925 | | 406,173,225 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 40,530 | | 33,055 |
| 受託者報酬 | | 999,019 | | 1,003,990 |
| 委託者報酬 | | 17,982,279 | | 18,071,859 |
| その他費用 | | 201,164 | | 208,501 |
| 営業費用合計 | | 19,222,992 | | 19,317,405 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | △87,744,917 | | 386,855,820 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △87,744,917 | | 386,855,820 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | | △87,744,917 | | 386,855,820 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | | △209,237 | | 1,760,474 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | | △4,645,672,438 | | △4,725,004,465 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 138,271,246 | | 181,118,809 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 138,271,246 | | 181,118,809 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 30,132,674 | | 28,204,328 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 30,132,674 | | 28,204,328 |
| 分配金 | | 99,934,919 | | 97,813,883 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | | △4,725,004,465 | | △4,284,808,521 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。 |
| 4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | (1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は前期末が休日のため、2023年 3月14日から2023年 9月12日までとなっております。 |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第38特定期間末 (2023年 3月13日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第39特定期間末 (2023年 9月12日)

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | | 第38特定期間末 (2023年 3月13日) | 第39特定期間末 (2023年 9月12日) |
|----|----------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1. | 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| | 期首元本額 | 8,461,101,303円 | 8,268,800,963円 |
| | 期中追加設定元本額 | 53,406,110円 | 50,490,713円 |
| | 期中一部解約元本額 | 245,706,450円 | 328,017,931円 |
| 2. | 特定期間末日における受益権の総数 | 8,268,800,963口 | 7,991,273,745口 |
| 3. | 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 4,725,004,465円 | 4,284,808,521円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第38特定期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月13日 | 第39特定期間 自 2023年 3月14日 至 2023年 9月12日 |
|---|---|
| 分配金の計算過程 (2022年 9月13日から2022年10月12日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額2,704,590,314円 (1万口当たり3,210円)のうち16,847,093円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | 分配金の計算過程 (2023年 3月14日から2023年 4月12日までの計算期間) 計算期間末における分配対象収益額2,815,656,414円 (1万口当たり3,404円)のうち16,542,065円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 |
| A 費用控除後の配当等収益額 47,838,025円 | A 費用控除後の配当等収益額 38,489,460円 |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C 収益調整金額 213,611,131円 | C 収益調整金額 226,694,738円 |
| D 分配準備積立金額 2,443,141,158円 | D 分配準備積立金額 2,550,472,216円 |
| E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,704,590,314円 | E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,815,656,414円 |
| F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,423,546,580口 | F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,271,032,564口 |
| G 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) 3,210円 | G 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) 3,404円 |
| H 1万口当たり分配金額 20円 | H 1万口当たり分配金額 20円 |
| I 分配金額 (F × H / 10,000) 16,847,093円 (2022年10月13日から2022年11月14日までの計算期間) | I 分配金額 (F × H / 10,000) 16,542,065円 (2023年 4月13日から2023年 5月12日までの計算期間) |
| 計算期間末における分配対象収益額2,720,446,022円 (1万口当たり3,250円)のうち16,736,070円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | 計算期間末における分配対象収益額2,825,256,732円 (1万口当たり3,431円)のうち16,468,379円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 |
| A 費用控除後の配当等収益額 50,415,040円 | A 費用控除後の配当等収益額 38,611,025円 |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C 収益調整金額 214,519,088円 | C 収益調整金額 228,131,116円 |
| D 分配準備積立金額 2,455,511,894円 | D 分配準備積立金額 2,558,514,591円 |
| E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,720,446,022円 | E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,825,256,732円 |
| F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,368,035,444口 | F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,234,189,633口 |
| G 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) 3,250円 | G 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) 3,431円 |
| H 1万口当たり分配金額 20円 | H 1万口当たり分配金額 20円 |
| I 分配金額 (F × H / 10,000) 16,736,070円 (2022年11月15日から2022年12月12日までの計算期間) | I 分配金額 (F × H / 10,000) 16,468,379円 (2023年 5月13日から2023年 6月12日までの計算期間) |
| 計算期間末における分配対象収益額2,740,921,714円 (1万口当たり3,289円)のうち16,665,297円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | 計算期間末における分配対象収益額2,831,286,559円 (1万口当たり3,461円)のうち16,360,325円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 |
| A 費用控除後の配当等収益額 48,646,162円 | A 費用控除後の配当等収益額 40,926,199円 |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C 収益調整金額 215,863,884円 | C 収益調整金額 229,105,731円 |
| D 分配準備積立金額 2,476,411,668円 | D 分配準備積立金額 2,561,254,629円 |
| E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,740,921,714円 | E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,831,286,559円 |
| F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,332,648,658口 | F 当ファンドの期末残存受益権口数 8,180,162,773口 |
| G 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) 3,289円 | G 1万口当たり分配対象収益額(E / F × 10,000) 3,461円 |
| H 1万口当たり分配金額 20円 | H 1万口当たり分配金額 20円 |
| I 分配金額 (F × H / 10,000) 16,665,297円 | I 分配金額 (F × H / 10,000) 16,360,325円 |

| | | | |
|--|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| (2022年12月13日から2023年 1月12日までの計算期間) | | (2023年 6月13日から2023年 7月12日までの計算期間) | |
| 計算期間末における分配対象収益額2,762,698,256円 (1万口当たり3,327円)のうち16,603,744円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | | 計算期間末における分配対象収益額2,836,506,517円 (1万口当たり3,490円)のうち16,250,630円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 48,503,103円 | A | 費用控除後の配当等収益額 40,453,675円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 217,676,003円 | C | 収益調整金額 229,996,707円 |
| D | 分配準備積立金額 2,496,519,150円 | D | 分配準備積立金額 2,566,056,135円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 2,762,698,256円 | E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 2,836,506,517円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 8,301,872,204口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 8,125,315,457口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 3,327円 | G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 3,490円 |
| H | 1万口当たり分配金額 20円 | H | 1万口当たり分配金額 20円 |
| I | 分配金額(F×H/10,000) 16,603,744円 | I | 分配金額(F×H/10,000) 16,250,630円 |
| (2023年 1月13日から2023年 2月13日までの計算期間) | | (2023年 7月13日から2023年 8月14日までの計算期間) | |
| 計算期間末における分配対象収益額2,773,135,859円 (1万口当たり3,352円)のうち16,545,114円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | | 計算期間末における分配対象収益額2,855,838,328円 (1万口当たり3,523円)のうち16,209,937円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 36,737,930円 | A | 費用控除後の配当等収益額 42,639,467円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 219,396,987円 | C | 収益調整金額 232,294,184円 |
| D | 分配準備積立金額 2,517,000,942円 | D | 分配準備積立金額 2,580,904,677円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 2,773,135,859円 | E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 2,855,838,328円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 8,272,557,217口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 8,104,968,560口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 3,352円 | G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 3,523円 |
| H | 1万口当たり分配金額 20円 | H | 1万口当たり分配金額 20円 |
| I | 分配金額(F×H/10,000) 16,545,114円 | I | 分配金額(F×H/10,000) 16,209,937円 |
| (2023年 2月14日から2023年 3月13日までの計算期間) | | (2023年 8月15日から2023年 9月12日までの計算期間) | |
| 計算期間末における分配対象収益額2,792,954,974円 (1万口当たり3,377円)のうち16,537,601円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | | 計算期間末における分配対象収益額2,840,276,737円 (1万口当たり3,554円)のうち15,982,547円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | |
| A | 費用控除後の配当等収益額 37,615,701円 | A | 費用控除後の配当等収益額 40,481,271円 |
| B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 | B | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 |
| C | 収益調整金額 223,384,691円 | C | 収益調整金額 231,366,817円 |
| D | 分配準備積立金額 2,531,954,582円 | D | 分配準備積立金額 2,568,428,649円 |
| E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 2,792,954,974円 | E | 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D) 2,840,276,737円 |
| F | 当ファンドの期末残存受益権口数 8,268,800,963口 | F | 当ファンドの期末残存受益権口数 7,991,273,745口 |
| G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 3,377円 | G | 1万口当たり分配対象収益額(E/F×10,000) 3,554円 |
| H | 1万口当たり分配金額 20円 | H | 1万口当たり分配金額 20円 |
| I | 分配金額(F×H/10,000) 16,537,601円 | I | 分配金額(F×H/10,000) 15,982,547円 |

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第38特定期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月13日 | 第39特定期間 自 2023年 3月14日 至 2023年 9月12日 |
|--------------------------|--|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。 | 同左 |

II. 金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第38特定期間末 (2023年 3月13日) | 第39特定期間末 (2023年 9月12日) |
|----------------------------|---|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありませぬ。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第38特定期間末 (2023年 3月13日) | 第39特定期間末 (2023年 9月12日) |
|------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 投資証券 | △50,030,323 | △19,796,922 |
| 合計 | △50,030,323 | △19,796,922 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

第38特定期間末 (2023年 3月13日)

該当事項はありません。

第39特定期間末 (2023年 9月12日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|---|---|
| 第38特定期間 自 2022年 9月13日 至 2023年 3月13日 | 第39特定期間 自 2023年 3月14日 至 2023年 9月12日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| | | | |
|---------------------------|---------------------------|--------------|----------|
| 第38特定期間末 (2023年 3月13日) | 第39特定期間末 (2023年 9月12日) | | |
| 1口当たり純資産額 | 0.4286円 | 1口当たり純資産額 | 0.4638円 |
| (1万口当たり純資産額) | (4,286円) | (1万口当たり純資産額) | (4,638円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|------|-----|---|-----------------------|----------------------------------|---|
| 投資証券 | 円 | TCWファンズ-TCW ハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド (XJ シェアクラス) | 20,532,978 | 1,820,248,499 | |
| | | 小計 | 銘柄数：1 組入時価比率：49.1% | 20,532,978 | 1,820,248,499 50.4% |
| | ユーロ | Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド 毎月分配クラス | 878,200 | 11,372,690.00 | |
| | | 小計 | 銘柄数：1 組入時価比率：48.4% | 878,200 | 11,372,690.00 (1,793,586,939) 49.6% |
| 合計 | | | | 3,613,835,438 (1,793,586,939) | |

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年9月末日現在

| | |
|------------------------|----------------|
| I 資産総額 | 3,715,542,365円 |
| II 負債総額 | 2,384,618円 |
| III 純資産総額 (I - II) | 3,713,157,747円 |
| IV 発行済口数 | 7,984,237,765口 |
| V 1口当たり純資産額 (III / IV) | 0.4651円 |
| (1万口当たり純資産額) | (4,651円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

| | | |
|---------|---------|------------|
| 本書作成日現在 | 資本金の額 | 12億円 |
| | 発行株式総数 | 9,000,000株 |
| | 発行済株式総数 | 2,400,000株 |

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

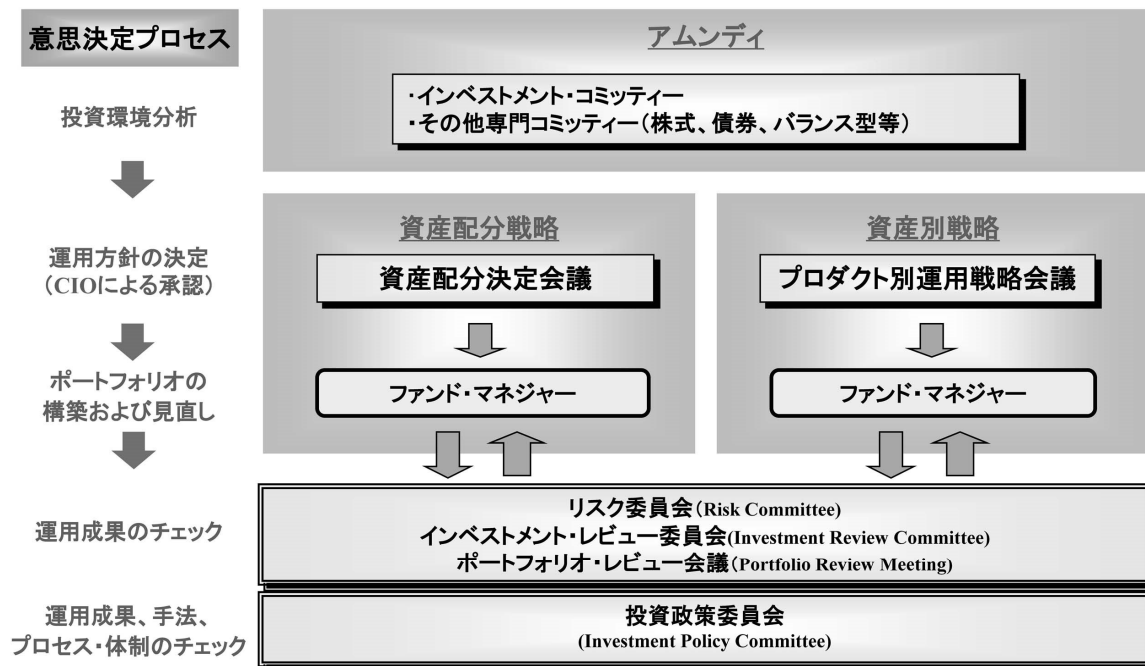
①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

①事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

②営業の概況

2023年9月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

| 種 類 | 本 数 | 純 資 産 (百 万 円) |
|-----------|-----|------------------|
| 単位型株式投資信託 | 12 | 25,476 |
| 追加型株式投資信託 | 121 | 2,333,081 |
| 合計 | 133 | 2,358,557 |

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度に係る中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役への責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役への責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第 41 期 (2021年 12月 31日) | | 第 42 期 (2022年 12月 31日) | |
|------------|---------------------------|------------|---------------------------|------------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | 9,425,410 | | 8,294,288 |
| 前払費用 | | 60,554 | | 59,040 |
| 未収入金 | | 32,875 | | 71,580 |
| 未収委託者報酬 | | 1,471,045 | | 1,347,441 |
| 未収運用受託報酬 | | 1,084,261 | | 1,178,005 |
| 未収投資助言報酬 | | 4,793 | | 5,005 |
| 未収収益 | *1 | 498,654 | *1 | 817,505 |
| 未収消費税等 | | 37,877 | | 7,297 |
| 立替金 | | 75,565 | | 93,950 |
| その他 | | 2,857 | | 1,653 |
| 流動資産合計 | | 12,693,892 | | 11,875,763 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物(純額) | *2 | 95,402 | *2 | 471,396 |
| 器具備品(純額) | *2 | 38,006 | *2 | 172,836 |
| 建設仮勘定 | | 8,771 | | - |
| 有形固定資産合計 | | 142,179 | | 644,232 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | 21,743 | | 33,316 |
| のれん | | 541,463 | | 487,317 |
| 商標権 | | 70 | | 10 |
| 無形固定資産合計 | | 563,276 | | 520,643 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 金銭の信託 | | 1,145 | | 905 |
| 投資有価証券 | | 1,540 | | 85 |
| 関係会社株式 | | 75,727 | | - |
| 長期差入保証金 | | 334,773 | | 237,578 |
| ゴルフ会員権 | | 60 | | 60 |
| 繰延税金資産 | | 284,026 | | 217,588 |
| 投資その他の資産合計 | | 697,271 | | 456,216 |
| 固定資産合計 | | 1,402,726 | | 1,621,091 |
| 資産合計 | | 14,096,619 | | 13,496,854 |

(単位：千円)

| | 第 41 期 (2021年 12月 31日) | | 第 42 期 (2022年 12月 31日) | |
|--------------|---------------------------|------------|---------------------------|------------|
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 98,647 | | 219,727 |
| 未払償還金 | | 686 | | 686 |
| 未払手数料 | | 660,016 | | 596,062 |
| その他未払金 | *1 | 253,770 | *1 | 331,277 |
| 未払費用 | *1 | 869,831 | *1 | 185,049 |
| 未払法人税等 | | 235,251 | | 185,812 |
| 賞与引当金 | | 576,643 | | 593,379 |
| 役員賞与引当金 | | 194,991 | | 156,043 |
| 資産除去債務 | | 110,263 | | - |
| 流動負債合計 | | 3,000,099 | | 2,268,036 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 113,368 | | 131,781 |
| 賞与引当金 | | 30,312 | | 39,185 |
| 役員賞与引当金 | | 100,372 | | 137,054 |
| 資産除去債務 | | 2,552 | | 146,388 |
| 固定負債合計 | | 246,605 | | 454,409 |
| 負債合計 | | 3,246,704 | | 2,722,444 |
| 純資産の部 | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 1,200,000 | | 1,200,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 1,076,268 | | 1,076,268 |
| その他資本剰余金 | | - | | - |
| 資本剰余金合計 | | 1,076,268 | | 1,076,268 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 110,093 | | 110,093 |
| その他利益剰余金 | | 8,463,148 | | 8,388,125 |
| 別途積立金 | | 1,600,000 | | 1,600,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 6,863,148 | | 6,788,125 |
| 利益剰余金合計 | | 8,573,240 | | 8,498,217 |
| 株主資本合計 | | 10,849,509 | | 10,774,486 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 406 | | △76 |
| 評価・換算差額等合計 | | 406 | | △76 |
| 純資産合計 | | 10,849,915 | | 10,774,410 |
| 負債純資産合計 | | 14,096,619 | | 13,496,854 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第 41 期 (自2021年 1月 1日 至2021年 12月 31日) | 第 42 期 (自2022年 1月 1日 至2022年 12月 31日) |
|------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 6,476,427 | 6,089,760 |
| 運用受託報酬 | 2,165,477 | 2,341,981 |
| 投資助言報酬 | 12,719 | 15,131 |
| その他営業収益 | 1,447,553 | 1,791,854 |
| 営業収益合計 | 10,102,174 | 10,238,726 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 3,861,674 | 3,449,648 |
| 広告宣伝費 | 27,746 | 47,161 |
| 調査費 | 650,341 | 728,968 |
| 委託調査費 | 379,007 | 350,447 |
| 委託計算費 | 15,674 | 16,595 |
| 通信費 | 18,950 | 18,472 |
| 印刷費 | 56,469 | 38,134 |
| 協会費 | 19,210 | 19,436 |
| 営業費用合計 | 5,029,070 | 4,668,861 |
| 一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 202,953 | 216,331 |
| 給料・手当 | 2,056,975 | 2,158,899 |
| 賞与 | 6,052 | 7,939 |
| 役員賞与 | 4,209 | 11,033 |
| 交際費 | 1,660 | 4,137 |
| 旅費交通費 | 11,048 | 40,328 |
| 租税公課 | 72,776 | 67,664 |
| 不動産賃借料 | 215,362 | 237,303 |
| 賞与引当金繰入 | 566,246 | 579,000 |
| 役員賞与引当金繰入 | 222,059 | 162,843 |
| 退職給付費用 | 108,088 | 161,009 |
| 固定資産減価償却費 | 58,363 | 79,914 |
| 商標権償却 | 125 | 60 |
| のれん償却 | - | 54,146 |
| 福利厚生費 | 283,809 | 299,037 |
| 諸経費 | 292,945 | 465,233 |
| 一般管理費合計 | 4,102,670 | 4,544,878 |
| 営業利益 | 970,434 | 1,024,987 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | - | 4,140 |
| 有価証券売却益 | 440 | 114 |
| 役員賞与引当金戻入額 | 37,602 | 552 |
| 賞与引当金戻入額 | 88,489 | 1,667 |
| 受取利息 | 5 | 4 |
| 為替差益 | 3,193 | 46,617 |
| 雑収入 | 26,454 | 10,824 |
| 営業外収益合計 | 156,182 | 63,917 |
| 営業外費用 | | |
| 雑損失 | 166 | 9,159 |
| 営業外費用合計 | 166 | 9,159 |
| 経常利益 | 1,126,450 | 1,079,745 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除去損 | - | *1 43,881 |
| 資産除去債務履行差額 | - | 1,414 |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 特別損失合計 | - | 45,295 |
| 税引前当期純利益 | 1,126,450 | 1,034,451 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 368,554 | 342,822 |
| 法人税等調整額 | △16,793 | 66,651 |
| 法人税等合計 | 351,761 | 409,473 |
| 当期純利益 | 774,690 | 624,977 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,888,458 | 8,598,551 | 10,874,819 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 800,000 | △ 800,000 | △ 800,000 |
| 当期純利益 | | | 774,690 | 774,690 | 774,690 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | △ 25,310 | △ 25,310 | △ 25,310 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,863,148 | 8,573,240 | 10,849,509 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 409 | 409 | 10,875,228 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 800,000 |
| 当期純利益 | | | 774,690 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △ 3 | △ 3 | △ 3 |
| 当期変動額合計 | △ 3 | △ 3 | △ 25,313 |
| 当期末残高 | 406 | 406 | 10,849,915 |

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | |
| 当期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | - | 1,076,268 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,863,148 | 8,573,240 | 10,849,509 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 700,000 | △ 700,000 | △ 700,000 |
| 当期純利益 | | | 624,977 | 624,977 | 624,977 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | △ 75,023 | △ 75,023 | △ 75,023 |
| 当期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,788,125 | 8,498,217 | 10,774,486 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 406 | 406 | 10,849,915 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 700,000 |
| 当期純利益 | | | 624,977 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △482 | △482 | △482 |
| 当期変動額合計 | △482 | △482 | △ 75,505 |
| 当期末残高 | △76 | △76 | 10,774,410 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、これによる当期の財務諸表に与える影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(貸借対照表関係)

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | 第41期 (2021年12月31日) | 第42期 (2022年12月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 未収収益 | 310,639 千円 | 620,330 千円 |
| その他未払金 | 82,639 千円 | 115,050 千円 |
| 未払費用 | 689,155 千円 | 64,076 千円 |

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

| | 第41期 (2021年12月31日) | 第42期 (2022年12月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 151,587 千円 | 16,392 千円 |
| 器具備品 | 265,644 千円 | 92,503 千円 |

(損益計算書関係)

*1. 固定資産除去損の内訳

| | 第41期 (自 2021年 1月 1日 至 2021年 12月31日) | 第42期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年 12月31日) |
|------|---|---|
| 建物 | - 千円 | 33,039 千円 |
| 器具備品 | - 千円 | 10,841 千円 |
| 計 | - 千円 | 43,881 千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第41期 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2021年3月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 800,000 | 333円33銭 | 2020年12月31日 | 2021年3月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 700,000 | 利益剰余金 | 291円67銭 | 2021年12月31日 | 2022年3月30日 |

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加 (千株) | 減少 (千株) | 当事業年度末 (千株) |
|-------|-----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 700,000 | 291円67銭 | 2021年12月31日 | 2022年3月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|----------------|-------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 620,000 | 利益剰余金 | 258円33銭 | 2022年12月31日 | 2023年3月27日 |

(リース取引関係)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第41期 (2021年12月31日) | 第42期 (2022年12月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 1年内 | - 千円 | 201,349 千円 |
| 1年超 | - 千円 | 513,619 千円 |
| 合計 | - 千円 | 714,968 千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料及び未払費用は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第41期（2021年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) 参照）。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金 | 9,425,410 | 9,425,410 | — |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,471,045 | 1,471,045 | — |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,084,261 | 1,084,261 | — |
| 資産計 | 11,980,717 | 11,980,717 | — |
| (1) 未払手数料 | 660,016 | 660,016 | — |
| (2) 未払費用 | 869,831 | 869,831 | — |
| 負債計 | 1,529,848 | 1,529,848 | — |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 75,727千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金 | 9,425,410 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 1,471,045 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,084,261 | - | - | - |
| 合計 | 11,980,717 | - | - | - |

第42期（2022年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|----------|---------|-------|
| 長期差入保証金 | 237,578 | 229,227 | 8,351 |
| 資産計 | 237,578 | 229,227 | 8,351 |

(注) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収運用受託報酬
未収収益
未払手数料
未払費用

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第42期（2022年12月31日）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|---------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期差入保証金 | - | 229,227 | - | 229,227 |
| 資産計 | - | 229,227 | - | 229,227 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第41期(2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第41期(2021年12月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額 75,727千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第42期(2022年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第41期(2021年12月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 2,100 | 2,686 | 586 |
| | 小計 | 2,100 | 2,686 | 586 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 合計 | | 2,100 | 2,686 | 586 |

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第42期(2022年12月31日)

| 区分 | 種類 | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|------------|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 1,100 | 990 | △110 |
| | 小計 | 1,100 | 990 | △110 |
| 合計 | | 1,100 | 990 | △110 |

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第41期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 投資信託 | 2,440 | 440 | - |

第42期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|------|-------------|-----------------|-----------------|
| 投資信託 | 1,114 | 114 | - |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | (千円) | |
|--------------|---|--|
| | 第41期 (自2021年 1月 1日 至 2021年12月31日) | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) |
| 退職給付引当金の期首残高 | 152,900 | 113,368 |
| 退職給付費用 | 71,668 | 123,909 |
| 退職給付の支払額 | △4,852 | - |
| 制度への拠出額 | △106,348 | △105,496 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 113,368 | 131,781 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | (千円) | |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 第41期 (2021年12月31日) | 第42期 (2022年12月31日) |
| 積立型制度の退職給付債務 | 790,833 | 770,786 |
| 年金資産 | 692,516 | 660,903 |
| | 98,316 | 109,883 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 15,052 | 21,898 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 113,368 | 131,781 |
| 退職給付に係る負債 | 113,368 | 131,781 |
| 退職給付に係る資産 | - | - |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 113,368 | 131,781 |

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,668千円 当事業年度 123,909千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度36,420千円、当事業年度37,100千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第41期 (2021年12月31日) | 第42期 (2022年12月31日) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用否認額 | 49,579 千円 | 48,029 千円 |
| 繰延資産償却額 | - 千円 | 5,196 千円 |
| 未払事業税 | 11,929 千円 | 15,219 千円 |
| 賞与引当金等損金算入限度超過額 | 195,151 千円 | 193,691 千円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 48,523 千円 | 40,690 千円 |
| 減価償却資産 | 5,856 千円 | 174 千円 |
| 資産除去債務 | 34,544 千円 | 44,824 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | - 千円 | 34 千円 |
| 未払事業所税 | 2,875 千円 | 2,735 千円 |
| その他 | 13,850 千円 | 7,298 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 362,307 千円 | 357,890 千円 |
| 評価性引当額 | △ 73,058 千円 | △ 110,180 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 289,249 千円 | 247,709 千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 繰延資産償却額 | △ 3,540 千円 | - 千円 |
| 資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額 | △ 1,503 千円 | △ 30,122 千円 |
| その他有価証券評価差額金 | △ 179 千円 | - 千円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 5,222 千円 | △ 30,122 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 284,026 千円 | 217,588 千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第41期 (2021年12月31日) | 第42期 (2022年12月31日) |
|--------------------|--|-----------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の10分の5以下であるため注記を省略しております。 | 30.62% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | | 7.10% |
| 評価性引当金額 | | 0.11% |
| 過年度法人税等 | | △ 0.21% |
| 住民税均等割等 | | 0.14% |
| その他 | | 1.83% |
| 税効果会計適用後の法人税などの負担率 | | 39.58% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第41期 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | 第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日) | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) |
|-----------------|--|--|
| 期首残高 | 109,076 千円 | 112,815 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 2,550 千円 | 143,757 千円 |
| 時の経過による調整額 | 1,189 千円 | 1,233 千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | - 千円 | 111,417 千円 |
| 期末残高 | 112,815 千円 | 146,388 千円 |

(収益認識関係)

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

| | 運用報酬 | 成功報酬 | 合計 |
|---------|------------|---------|------------|
| 委託者報酬 | 6,089,760 | - | 6,089,760 |
| 運用受託報酬 | 2,162,526 | 179,454 | 2,341,981 |
| 投資助言報酬 | 15,131 | - | 15,131 |
| その他営業収益 | 1,791,854 | - | 1,791,854 |
| 合計 | 10,059,272 | 179,454 | 10,238,726 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項(重要な会計方針)の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）及び第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第41期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 7,435,605 | 1,340,293 | 1,326,276 | 10,102,174 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第42期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| 日本 | ルクセンブルグ | フランス | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|--------|------------|
| 6,925,622 | 1,478,347 | 1,737,776 | 96,981 | 10,238,726 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第41期 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------------------|-------------|---------------------|-----------|-----------------|--------|--------------------------|------------------------------------|----------|------------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | アムンディ アセットマ ネジメント | フランス パリ市 | 1,143,616 (千ユーロ) | 投資顧問業 | (被所有)直接 100% | なし | 投資信託、投 資顧問契約の 再委任等 | 運用受託報酬 *1 | 178,036 | 未収運用 報酬 | 108,344 |
| | | | | | | | | 情報提供、コンサル ティング料(その 他営業収益) *1 | 714,070 | 未収収益 | 310,639 |
| | | | | | | | | 本店配賦費用など | 80,141 | 未払費用 | 689,155 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|-------------------------------------|-------------|------------------|-----------|----------------|--------|--------|------------------------------------|----------|--------------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | アムン ディ・ルク センブル グ・エス・ エー | ルクセン ブルグ | 17,786 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬 *1 | 720,725 | 未収運用 受託報酬 | 205,907 |
| | | | | | | | | 情報提供、コンサル ティング料(その 他営業収益) *1 | 572,946 | 未収収益 | 123,878 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント (非上場)

アムンディ (ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|-------------------------|-------------|---------------------|-----------|-----------------|-----------------|--------------------------|-------------------------------------|-----------|--------------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | アムンディ アセット マネジメント | フランス パリ市 | 1,143,616 (千ユーロ) | 投資顧問業 | (被所有)直接 100% | 役員の 兼任 あり | 投資信託、投 資顧問契約の 再委任等 | 運用受託報酬 *1 | 281,318 | 未収運用 受託報酬 | 180,835 |
| | | | | | | | | 情報提供、コンサル ルティング料(その 他営業収益) *1 | 1,053,550 | 未収収益 | 620,330 |
| | | | | | | | | 委託調査費等の支 払など *2 | 48,822 | その他未 払金 | 131,746 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|--|-------------|------------------|-----------|----------------|--------|---------------|-------------------------------------|----------|--------------|----------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 兄弟会社 | アムン ディ・ルク センブル グ・エス・ エー | ルクセン ブルグ | 17,786 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 運用再委託 | 運用受託報酬 *1 | 867,265 | 未収運用 受託報酬 | 211,919 |
| | | | | | | | | 情報提供、コンサル ルティング料(その 他営業収益) *1 | 597,396 | 未収収益 | 112,124 |
| | アムン ディ・イ ンター ミディ エー ション | フランス パリ市 | 15,713 (千ユーロ) | 投資顧問業 | なし | なし | 投資サービスの 提供 | 運用受託報酬 *1 | 356,203 | 未収運用 受託報酬 | 273,550 |

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント (非上場)

アムンディ (ユーロネクスト パリに上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリに上場)

(1株当たり情報)

| | 第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日) | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 4,520.80 円 | 4,489.34 円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 322.79 円 | 260.41 円 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 第41期 (自2021年 1月 1日 至2021年12月31日) | 第42期 (自2022年 1月 1日 至2022年12月31日) |
|-------------------|--|--|
| 当期純利益 (千円) | 774,690 | 624,977 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益 (千円) | 774,690 | 624,977 |
| 期中平均株式数 (千株) | 2,400 | 2,400 |

(重要な後発事象)

第41期 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)

該当事項はありません。

第42期 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第43期事業年度の中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年1月1日から2023年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間末 (2023年6月30日) |
|------------|----|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 8,288,623 |
| 前払費用 | | 87,108 |
| 未収入金 | | 81,205 |
| 未収委託者報酬 | | 1,400,268 |
| 未収運用受託報酬 | | 1,265,697 |
| 未収投資助言報酬 | | 6,216 |
| 未収収益 | | 1,005,655 |
| 立替金 | | 128,544 |
| その他 | | 1,478 |
| 流動資産合計 | | 12,264,794 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | *1 | |
| 建物(純額) | | 455,307 |
| 器具備品(純額) | | 162,864 |
| 有形固定資産合計 | | 618,171 |
| 無形固定資産 | *1 | |
| ソフトウェア | | 27,661 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 694 |
| のれん | | 460,244 |
| 無形固定資産合計 | | 488,598 |
| 投資その他の資産 | | |
| 金銭の信託 | | 931 |
| 投資有価証券 | | 86 |
| 長期差入保証金 | | 237,378 |
| ゴルフ会員権 | | 60 |
| 繰延税金資産 | | 188,618 |
| 投資その他の資産合計 | | 427,073 |
| 固定資産合計 | | 1,533,842 |
| 資産合計 | | 13,798,636 |

(単位：千円)

当中間会計期間末
(2023年6月30日)

| | |
|--------------|------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 223,136 |
| 未払償還金 | 686 |
| 未払手数料 | 613,727 |
| その他未払金 | 278,573 |
| 未払費用 | 381,027 |
| 未払法人税等 | 390,693 |
| 未払消費税等 | 97,257 |
| 賞与引当金 | 319,839 |
| 役員賞与引当金 | 136,865 |
| 流動負債合計 | 2,441,803 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 83,729 |
| 賞与引当金 | 38,289 |
| 役員賞与引当金 | 174,526 |
| 資産除去債務 | 146,947 |
| 固定負債合計 | 443,490 |
| 負債合計 | 2,885,294 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 1,200,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 1,076,268 |
| 資本剰余金合計 | 1,076,268 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 110,093 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 1,600,000 |
| 繰越利益剰余金 | 6,927,039 |
| 利益剰余金合計 | 8,637,132 |
| 株主資本合計 | 10,913,400 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | △58 |
| 評価・換算差額等合計 | △58 |
| 純資産合計 | 10,913,343 |
| 負債純資産合計 | 13,798,636 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 |
|--------------|----|----------------|
| | | (自 2023年 1月 1日 |
| | | 至 2023年 6月30日) |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 3,200,657 |
| 運用受託報酬 | | 1,530,328 |
| 投資助言報酬 | | 9,169 |
| その他営業収益 | | 904,263 |
| 営業収益合計 | | 5,644,418 |
| 営業費用 | | 2,480,551 |
| 一般管理費 | *1 | 2,187,344 |
| 営業利益 | | 976,523 |
| 営業外収益 | *2 | 160,508 |
| 営業外費用 | *3 | 13 |
| 経常利益 | | 1,137,018 |
| 税引前中間純利益 | | 1,137,018 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 349,142 |
| 法人税等調整額 | | 28,962 |
| 法人税等合計 | | 378,103 |
| 中間純利益 | | 758,914 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,076,268 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 中間純利益 | | | |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | |
| 当中間期末残高 | 1,200,000 | 1,076,268 | 1,076,268 |

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 利益剰余金 | | | | 株主資本 合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | |
| 当期首残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,788,125 | 8,498,217 | 10,774,486 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 620,000 | △ 620,000 | △ 620,000 |
| 中間純利益 | | | 758,914 | 758,914 | 758,914 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | 138,914 | 138,914 | 138,914 |
| 当中間期末残高 | 110,093 | 1,600,000 | 6,927,039 | 8,637,132 | 10,913,400 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|----------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | △76 | △76 | 10,774,410 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 620,000 |
| 中間純利益 | | | 758,914 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | 18 | 18 | 18 |
| 当中間期変動額合計 | 18 | 18 | 138,933 |
| 当中間期末残高 | △58 | △58 | 10,913,343 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

器具備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

① 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

② 運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

③ その他収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)を当期首から適用しております。これによる当期の中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(2023年6月30日)

*1 固定資産の減価償却累計額

| | |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 140,552千円 |
| 無形固定資産 | 189,311千円 |

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

*1 減価償却実施額

| | |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 32,216千円 |
| 無形固定資産 | 32,738千円 |

*2 営業外収益のうち主要なもの

| | |
|-------------|-----------|
| 従業員賞与引当金戻入額 | 36,929千円 |
| 為替差益 | 112,380千円 |

*3 営業外費用のうち主要なもの

| | |
|-----|------|
| 雑損失 | 13千円 |
|-----|------|

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 (千株) | 増加(千株) | 減少(千株) | 当中間会計期間末 (千株) |
|-------|-----------------|--------|--------|------------------|
| 普通株式 | 2,400 | - | - | 2,400 |

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 620,000 | 258円33銭 | 2022年12月31日 | 2023年3月27日 |

(リース取引関係)

当中間会計期間末 (2023年 6月30日)

<借主側>

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 201,098 千円

1年超 413,195 千円

合計 614,293 千円

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|------------|---------|-------|
| 長期差入保証金 | 237,378 | 231,234 | 6,144 |
| 資産計 | 237,378 | 231,234 | 6,144 |

(注) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| | 時価 | | | |
|---------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期差入保証金 | - | 231,234 | - | 231,234 |
| 資産計 | - | 231,234 | - | 231,234 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(2023年6月30日)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

| 区分 | 種類 | 取得原価 | 中間貸借対照表 | 差額 |
|------------------------|------------|-------|---------|-----|
| | | | 計上額 | |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | - | - | - |
| | 小計 | - | - | - |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1) 株式 | - | - | - |
| | (2) 債券 | - | - | - |
| | (3) その他(注) | 1,100 | 1,017 | △83 |
| | 小計 | 1,100 | 1,017 | △83 |
| 合計 | | 1,100 | 1,017 | △83 |

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(2023年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自2023年1月1日至2023年6月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|-----------|
| 期首残高 | 146,388千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -千円 |
| 時の経過による調整額 | 559千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | -千円 |
| 当中間会計期間末残高 | 146,947千円 |

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月 30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

| | 運用報酬 | 成功報酬 | 合計 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 委託者報酬 | 3,200,657 | - | 3,200,657 |
| 運用受託報酬 | 1,336,515 | 193,813 | 1,530,328 |
| 投資助言報酬 | 9,169 | - | 9,169 |
| その他営業収益 | 904,263 | - | 904,263 |
| 合計 | 5,450,605 | 193,813 | 5,644,418 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項 (重要な会計方針) の5. 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月 30日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用 (投資運用業) を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間 (自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月 30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

| 日本 | フランス | ルクセンブルグ | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|--------|-----------|
| 3,776,937 | 1,044,003 | 769,554 | 53,923 | 5,644,418 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間(自 2023年 1月 1日 至 2023年 6月30日)

1株当たり純資産額 4,547円23銭

1株当たり中間純利益 316円21銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 758,914千円

普通株主に帰属しない金額 -千円

普通株式に係る中間純利益 758,914千円

期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

運用の基本方針

約款 22 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズの方式で運用することを基本とします。投資信託証券(投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ)に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める投資信託証券(以下、「指定投資信託証券」といいます。)を主な投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

(2) 投資態度

- ① 原則として、米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券及び欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券に投資します。
- ② 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券を通して、分散投資を行うことを基本とします。当ファンドの投資対象である投資信託証券において、銘柄分散及び企業調査や分析によって個別銘柄の信用リスクを低減するように努めています。投資比率の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。
- ④ 指定投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた指定投資信託証券は、変更されることがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券以外への投資は、約款第 21 条の範囲内で行います。
- ② 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎月12日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第1回目の収益分配は、平成16年5月とします。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みませず)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

約 款

(信託の種類、委託者及び受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額及び限度額)

- 第3条 委託者は、金200億円を限度として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項及び第48条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

- 第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、200億口を限度として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法

により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② <削除>

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第12条 指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者を及び金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に指定販売会社が定める単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることとします。

この約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項第1号の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます)の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日が別に定める申込受付不可日にあたる場合は、受益権の取得の申込を受付けないものとします。
- ④ 1. 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税(以下「消費税等」といいます)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価額は、1口につき1円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、3.0%を上限として指定販売会社が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
3. 前号の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあつては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ)にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた指定販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総額のうち償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する部分(以下「償還金取得数」といいます)については1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込みの総数のうち償還金取得数を超える部分については、1号に定める当該取得申込総数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、指定販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ)における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を延期することができます。

(受益証券の種類)

第13条 <削除>

② <削除>

③ <削除>

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとしします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとしします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第17条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第18条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第19条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

(運用の指図範囲)

第21条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限り）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限り）

4. 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
 5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（運用の基本方針）

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第22条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図及び範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（保管業務の委任）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第26条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

- ② <削除>

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混

蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券にかかる信託契約の一部解約請求及び有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による投資信託証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成16年5月12日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税その他信託事務の処理に要する諸費用並びに受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第37条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100以内の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。ただし、第1回目の収益分配は、平成16年5月とします。

1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い)

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い以前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

⑧ <削除>

⑨ <削除>

(収益分配金及び償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金について前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、並びに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、第39条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(一部解約)

- 第42条 受益者(指定販売会社を含みます)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に指定販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権並びに指定販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める申込受付不可日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ③ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
 - ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ⑤ 前項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑥ 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断で第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第2項に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

- 第43条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託契約の解約)

- 第44条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消し等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第50条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公 告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条(受益証券の発行)、第11条(受益証券の発行についての受託者の認証)、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成16年3月19日

委 託 者 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
代表取締役 青野 晴延

受 託 者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号
りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井 信彦

付表

I. 別に定める投資信託証券

運用の基本方針および投資信託約款第 21 条第 1 項に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 「TCW ファンズ-TCW ハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド」(ルクセンブルク籍)の XJ シェアクラス
2. 「Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド」(ルクセンブルク籍)の毎月分配クラス

II. 別に定める申込受付不可日

投資信託約款第 12 条第 3 項および第 42 条第 2 項に規定する「別に定める申込受付不可日」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

1. ユーロネクストの休業日
2. フランスの祝休日
3. ルクセンブルクの銀行休業日
4. ニューヨーク証券取引所の休業日
5. ニューヨークの銀行休業日

Amundi
ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント